資料２

稲城市立病院あり方検討委員会設置要綱

令和８年７月21日

市　長　決　裁

（設置）

第１条　極めて厳しい経営状況にある稲城市立病院（以下「市立病院」という。）について、将来の医療需要を踏まえた経営改善の方策や果たすべき役割など、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供できる病院のあり方を抜本的に検討するため、稲城市立病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

⑴　地域医療における市立病院の担うべき医療機能及び果たすべき役割に関すること。

⑵　持続可能な市立病院の経営に向けた再建方針等に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市立病院の経営改善にあたって必要な方策に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員５人以内をもって組織する。

⑴　医療経済や病院経営に関する学識又は経験を有する者

⑵　市内医療等関係者

⑶　会計、経理及び財務に関する専門知識を有する者

⑷　稲城市副市長

⑸　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

２　委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集される会議については、市長が招集する。

２　会議の議長は、委員長が務める。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　委員長が必要であると認めるときは、参考人として、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開と会議録の作成）

第７条　委員会の会議は、非公開とする。

２　委員会は、会議に際し、会議録を作成する。

３　委員会は、前項の会議録及び会議資料のうち、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるもの以外のものを公開する。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報償金）

第９条　委員が委員会の会議に出席したときは、次の報償金を支払うものとする。ただし、稲城市職員である者に対しては支払わない。

⑴　委員長　１日につき26,000円

⑵　委員　１日につき25,000円

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年７月21日から施行する。